

○東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

平成26年6月30日東京都板橋区条例第23号

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、子どもが安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 子ども 区内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下この号において「学校等」という。）に在籍又は入所（以下この号において「在籍等」という。）をしている幼児、児童又は生徒（以下この号において「生徒等」という。）並びに区内に在住し、区外に所在する学校等に在籍等をしている生徒等及び区内に在住し、学校等に在籍等をしていない満19歳に満たない者のうち、満4歳以上の者をいう。
- (3) 保護者 子どもに対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）をいう。
- (4) 学校 東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年板橋区条例第9号）別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに東京都板橋区立幼稚園条例（昭和46年板橋区条例第27号）別表に掲げる幼稚園（以下「幼稚園」という。）並びに東京都板橋区立保育所条例（昭和36年板橋区条例第15号）別表第1に掲げる保育所（以下「保育所」という。）をいう。

(5) 区民 区内に在住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者（第2号に規定する子どもを除く。）をいう。

(6) 関係機関等 区内のいじめの未然防止等に関係する機関、団体及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

2 区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。

3 区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

(区の責務)

第4条 区は、法第3条及び前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

2 区は、学校、保護者、区民及び関係機関等に対し、その責務及びいじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめの未然防止等の重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

3 区は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年板橋区条例第44号）第1条に規定するあいキッズ（第10条第3項において「あいキッズ」という。）その他の子どもに係る事業を実施するに当たり、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校は、基本理念にのっとり、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、学校の教職員及び保育士等のいじめの未然防止等に関する能力の向上並びに教職員及び保育士等相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組まなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、

その保護する子どもに対し、いじめは行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にできるように、子どもを養育するよう努めるものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(区民及び関係機関等の役割)

第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 区は、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(板橋区いじめ防止対策基本方針の策定)

第9条 区は、法第12条に基づき、区におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（第11条第4項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

(学校いじめ防止対策基本方針の策定等)

第10条 学校（保育所を除く。）は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 保育所は、当該保育所におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

3 区は、あいキッズにおけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

(板橋区いじめ問題対策連絡協議会等の設置)

第11条 区は、法第14条第1項に基づき、いじめの未然防止等に関する関係機関等の連携等を図るため、学校、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、区内の警察署その他の関係機関等により構成される板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 連絡協議会は、活動状況等を定期的に区民に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 前3項の規定を踏まえ、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携等の下に、基本方針に基づく区におけるいじめの未然防止等のための対策を実効的に行うため、学校、関係機関等により構成される板橋区いじめ問題専門委員会（次項において「専門委員会」という。）を、法第14条第3項に規定する附属機関として、教育委員会に置く。
- 5 前項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（関係機関等との連携等）

第12条 区は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの未然防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会及び関係機関等の連携等の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策の推進）

第13条 区は、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する施策
- (2) 学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子ども及びその保護者がインターネットを通じて行われるいじめの未然防止等をするために必要な教育及び啓発活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するために必要な施策

（重大事態への対処）

第14条 区及び学校は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会及び学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

- 2 前項の組織に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第15条 区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

- 2 前項の付属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。